

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松阪市長 竹上 真

市町村名 (市町村コード)	松阪市 (24204)
地域名 (地域内農業集落名)	庄町地区 (庄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 1月19日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢72歳と高齢化が進み、地域に根付いた担い手もいないことから、離農する者が増えている。今後、庄町地区としては、地域の活性化を進めるためには、新規就農者、地域の担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】  
農業者:37人(うち50歳代以下1人)  
主な作物:水稲、果樹、花き、野菜、小麦

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を目標とするが、まずは、地域に根付く担い手の確保が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域以外の農地においては、耕作をやれる限り行い、最低限の維持・管理を行っていく区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 現時点ではなし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農者の育成や、地域外からの担い手(新規就農者等)を受け入れられる体制や仕組みづくりを検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域に担い手が根付き、農地の集約化が進めば、作業農効率化を図るために農作物の防除をJAに委託することを検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①防護柵設置等により集落を守る体制の構築等に取り組む。